

イベロアメリカ(ラテンアメリカ)<sup>(一)</sup>における

「統治可能性<sup>(二)</sup>」と「立憲主義」をめぐる一試論

——両者の媒介項としての「大統領制」との関わりで——

川畑博昭

はじめに

戦後日本の憲法学において、日本国憲法が予定するありうべき統治形態として「議会中心主義<sup>(三)</sup>」的方向性を模索する議論が主流を成してきたことは、大日本帝国憲法下での憲法運用の実態と日本国憲法の制定過程からして、いわば当然の成り行きであつたといえる。ところが、こうした学界動向の主流に対して、一九九〇年代初頭からそれまでの「タブー」を破るかのように、次第に「行政までの民主主義」の観点からの解釈論が「グローバル化」という「現状」をにらみつつ提示され、これに関する議論が展開されてきている<sup>(四)</sup>。これらの議論は、当然のことながら、日本が独自に抱える歴史と社会のありようと当該時代状況とを反映するはずのものであるが、そうした議論の立て方そのものが——ひいては現状認識それ自体が——、世界における「先進国」としての地位を享受している日本の独自性にもとづくものであるう。

そうした日本での議論状況はそれとして認識しつつ、本稿では、日本の憲法学でも馴染みの深い「立憲主義」と、近年、国際協力や開発法学の領域でもちいられる「統治可能性」という二つの概念におけるイベロアメリカ固有の文脈を、同地域の多くの国々で採用されている「大統領制」を手がかりに読み取る作業を試みたい。その際、ここでは「立憲主義」といった憲法の規範性が、当該国家の「統治可能性」との関わりのなかで論じられなければならないと

いう問題の性格そのものが<sup>(五)</sup>、クーデタによる憲法秩序の「破壊」と、しかしそれでもなお「新」憲法の制定による憲法秩序の「再」構築の歴史を積み重ねてきたイペロアメリカの憲法史を振り返る時、重要である。そうした地域において、しばしば日本で理解されているように、一七八九年のフランス人権宣言第一六条の「権利の保障が確保されず、権力が分立されていない社会は、憲法をもつものではない」との規定に依拠した「近代」立憲主義」は、無条件に首肯される性質のものとはなり難い。十五世紀末の「地理上の発見」以来、「光」と「影」を孕んだ「近代」に至るまでの間、他国による植民地支配を経験したラテンアメリカ諸国は、対ヨーロッパとの関係においては「近代の陰画（ヨーロッパ）と陽画（ラテンアメリカ）」<sup>(六)</sup>としての立場を余儀なくされてきた。そうであってみれば、好むと好まざるとにかかわらず、「近代」によってもたらされた「非近代」（土着）と「近代」（西欧）のせめぎあいのなかで形成された多層的社会たる「陽画」の地では、どれほど憲法に依拠した国家建設と国家運営の理念が受容・追求されたとしても、それは常に、「統治可能性」の問題と不即不離の関係にあった。さもなければ、「憲法」によっていったんは国家秩序がかたちづくられたはずのところ、それを破壊して「新」憲法による秩序形成をやり直すサイクルは起り得べくもなかったはずである。そしてその場合、ラテンアメリカ諸国の憲法史の中に貫流する「統治可能性」と「立憲主義」、換言すれば憲法の実態と規範性を架橋する媒介項としての「大統領制」に、次に述べるようなイペロアメリカ（ラテンアメリカ）的文脈を探る手がかりを見出すことができるのである。こうした観点は、支配の程度の濃淡は含みつつも、かつて植民地支配を経験した多くの「途上国」で「大統領制」が採用されていることからしても、いわゆる途上国研究には不可欠なものであろう。

したがって以下では、「統治可能性」と「立憲主義」の概念から、ラテンアメリカ固有の文脈を、なかでもペルーを中心に据えても、かつ大統領制に焦点を当てつつ掴み出すことを試みる。というのも、例えばメキシコの憲法学者バラードス (Diego VALDES) が述べるように、ラテンアメリカの憲法学および政治学の領域においては、大統領制の「墮落形態」としての「大統領中心主義 (Presidencialismo)」はラテンアメリカ諸国の憲法にとって「克服」すべ

き対象としての現実的統治課題であり、その上で——「議会中心主義」への憧憬を抱きつつも——「合理的大統領制」の確立にこそ「統治可能性」を見出そうとする一般的思考傾向が存在するからである。そこで、以下では、「イベロアメリカ憲法学」と総称しうるような学問的共同体の存在と、そこでの議論から看取される「立憲主義」概念に込められる「イベロアメリカ的なるもの」を探り（一）、そこで明らかになる「立憲主義」理解の下で、ペルーの憲法学での議論を参看しつつ、イベロアメリカにおける「大統領制」とそれをめぐる憲法上の問題がどのように認識されているのかを概観する（二）。そしてこの「大統領制」が如何なる意味において「統治可能性」の概念と切り結んでいくのかを明らかにすることによって（三）、「大統領制」を媒介項とした「立憲主義」および「統治可能性」をめぐる「イベロアメリカ的文脈」の一端を掴み出してみたい。

### 一・「イベロアメリカ憲法学」と「立憲主義」における「イベロアメリカ的なるもの」

イベロアメリカにおける「立憲主義」や「統治能力」の用語に、如何に同地域固有の意味合いが投影されているかを取り上げるに際して、一九七〇年代に漸次形成し発展してきたイベロアメリカ憲法学会の存在について触れておきたい。そして、同学会が数年に一度開催しているイベロアメリカ憲法学会学術大会で取り上げられたテーマを概観すること、——各国独自の歴史と政治の状況を捨象することなく——イベロアメリカという地域に、憲法概念そのものの理解、憲法学上の用語法、憲法政治上の特徴についてのある程度の共通項を探り出そうとすることができるとの理解、ラテンアメリカ諸国は類似の歴史・政治・社会・経済の構造を共有する地域であるが、にもかかわらず、同地域の憲法学者相互の交流は比較的最近になってからのことである。その端緒は、一九七四年三月二二日、メキシコとアルゼンティンの憲法学者との間で行われた学術交流にある。そもそも一九六〇〜七〇年代のラテンアメリカ諸国の大半は

——コスタリカ、コロンビア、ベネズエラなどの一部の国々を除き——軍事政権下に置かれており、こうした時代状

況ゆえに、憲法学者相互の個人的な交流すら皆無であった<sup>(八)</sup>。したがって、メキシコおよびアルゼンティン両国の憲法学者の間で、とりもなおさずラテンアメリカ諸国の憲法をめぐる状況の把握とこれに対して行動を起こすことが喫緊の課題 (necesidad imperiosa de no inmobilizarnos) として認識されたのであった<sup>(九)</sup>。それを発端に、その後、交流相手国がブラジル、ベネズエラ、コロンビア、グアテマラ、ペルー、ウルグアイへと拡がるにつれ、メキシコ国立自治大学法学調査研究所 (Instituto de Investigación Jurídica de la Universidad Nacional Autónoma de México) とフイリードリッヒ財団の肝煎りで「イベロアメリカ憲法学会 (Instituto Iberoamericano de Derecho Constitucional) <sup>(一〇)</sup>」が設立され、同学会は一九七六年三月二八日から四月二日までの五日間、メキシコシティにおいて第一回目の学術大会を開催し、大会の全体テーマとして「ラテンアメリカにおける憲法と憲法をめぐる現実」を掲げた。次に掲げる一覧は、同学会がその後も四、五年に一度の割合で学術大会を継続的に開催し、常にラテンアメリカの各国が置かれている時代状況に呼応したテーマを議論してきたことを示している。

イベロアメリカ学会年次学術大会全体／分科会テーマ一覧

第一回大会	テーマ	一九七五年八月二五日～三〇日 於・メキシコシティ (メキシコ)
	分科会	ラテンアメリカにおける憲法と憲法をめぐる現実 ①ラテンアメリカにおける行政権の優位、②憲法と圧力団体、③ラテンアメリカにおける憲法的変容、④ラテンアメリカ諸国の憲法制度における司法権の位置づけ
第二回大会	テーマ	一九八〇年七月八日～一一日 於・メキシコシティ (メキシコ)
	分科会	イベロアメリカにおける政党と民主主義 ①政党と選挙制度、②民主主義制度確立のための憲法上の特徴、③一九七五年から一九八〇年のイベロアメリカにおける憲法の発展
第三回大会	テーマ	一九八五年一月四日～八日 於・メキシコシティ (メキシコ)
	分科会	イベロアメリカにおける民主主義、権力分立、立法

	<p>分科会</p> <p>①イベロアメリカにおける憲法の展開と民主主義、②イベロアメリカにおける権力分立原理の現実的価値、③イベロアメリカにおける立法の現代的状況</p> <p>一九八八年九月二七日～三〇日 於・マドリッド（スペイン）</p>
<p>第四回大会</p>	<p>テーマ</p> <p>議会中心主義と大統領中心主義</p> <p>分科会</p> <p>①議会中心主義と大統領中心主義、②政治における連邦主義と分権主義</p> <p>一九九四年一〇月三日～六日 於・ケレタロ（メキシコ）</p>
<p>第五回大会</p>	<p>テーマ</p> <p>憲法、国際法、司法</p> <p>分科会</p> <p>①憲法と国際法（統合と人権）、②憲法と司法、③一九八八年から一九九四年までのラテンアメリカにおける立憲主義の展開</p> <p>一九九八年四月一五日～一七日 於・サンタ・フェ・デ・ボゴタ（コロンビア）</p>
<p>第六回大会</p>	<p>テーマ</p> <p>フィレンツェ出身の思想家ドナト・ジアンノッティ生誕五〇六周年記念——人権の憲法的保障、憲法裁判所と憲法法廷、イベロアメリカにおける主権とグローバリゼーション</p> <p>分科会</p> <p>①二〇世紀イベロアメリカにおける憲法政治の展開、②イベロアメリカにおける人権の憲法的保障、③イベロアメリカにおける憲法裁判所と憲法法廷、④イベロアメリカ憲法学における主権とグローバリゼーション</p> <p>二〇〇二年二月一二日～一五日 於・メキシコシティ</p>
<p>第七回大会</p>	<p>テーマ</p> <p>基本権、代表制、政党、そして政府と国会の関係</p> <p>分科会</p> <p>①人権と国家——マイノリティ・民族集団・子ども・第三世代・休息およびスポーツへの権利・消費者保護・環境保護・知る権利、②教育・科学・文化、③国際人権法・人道法・難民法、ならびにその憲法との関係、④手段としての憲法裁判（違憲訴訟・憲法訴訟願・私人からの憲法保障）、⑤代表制および半代表民主制、⑥政府と国会の関係、⑦政党——党内民主主義・選挙活動資金、⑧連邦主義と分権主義</p>

第八回大会

二〇〇三年一月三日〜五日 於・セビーリヤ（スペイン）

テーマ 基本権、憲法裁判、統治形態の強化

分科会

① マイノリティ・人民・国民——憲法上の課題と憲法制定者、② 憲法制定状況の到来と政治的変動、③ 憲法裁判、④ 欧州憲法、⑤ 政党と選挙制度、⑥ 司法権、⑦ 平等と差別禁止の原理、⑧ 統治形態の強化と安定性、⑨ 基本権、⑩ 連邦主義と分権主義——政治権力の領土的配分、⑪ 基本権の国際的保障

二〇〇六年一月一日〜十五日 於・クリチバ（ブラジル）

テーマ 立憲主義のイメージ——イベロアメリカ的議論——

第九回大会

分科会

① ラテンアメリカにおける統治と民主主義、② ラテンアメリカにおける人権、③ 憲法上の人権保障制度、④ ラテンアメリカにおける司法と市民権への参加、⑤ ラテンアメリカにおける憲法裁判所と市民権の保障、⑥ 政策決定における社会と市民の参加、⑦ 憲法における人民参加の手段、⑧ ラテンアメリカにおける法治国家から民主的法治国家へ…進展と展望、⑨ グローバリゼーションと統合の憲法学…課題、⑩ 国家改革と公共サービス提供、⑪ ブラジルにおける国家改革…地方分権化、⑫ ラテンアメリカにおける公共行政における結社のメカニズム、⑬ ラテンアメリカにおける腐敗…検証と撲滅手段、⑭ 合法法の課題と憲法学…展望、⑮ 21世紀規模での権力分立原則、⑯ 憲法上の特別な権利保障…子ども、青少年、高齢者、⑰ インディオの憲法学、⑱ 社会保障と社会的権利の保障、⑲ 司法改革、裁判官の身分と基本的権利の保障、⑳ 法的論法と憲法解釈、㉑ 憲法教育と批判的精神の涵養、㉒ テロ対策法規および人の基本的権利の保障、㉓ 条約の国内法化をめぐる憲法体制、㉔ 政党、党内民主主義、選挙運動資金、㉕ 政治改革…選挙制度と党への忠誠心、㉖ 植物倫理、遺伝子工学、倫理、そして人権、㉗ 国内企業の憲法的保障、㉘ 二院制、一院制、そして議会決定の効率性、㉙ 人種差別と人権、㉚ 社会運動と農地改革、㉛ マスコミの憲法上の保障、㉜ 憲法学と統合教育（インクルージョン）、㉝ アファーマティブ・アクション、㉞ ネオ立憲主義と民主主義、㉟ 憲法と国際刑事裁判所、㊱ 米州における租税と憲法

※第八回までは、Universidad Nacional Autónoma de México, Instituto Iberoamericano de Derecho Constitucional, *Instituto Iberoamericano de Derecho Constitucional 1974-2004*, México, 2004, pp.23-95 をもとに、第九回については、<http://www.juridicas.unam.mx/iddc/ixcongreso/temario.htm> に掲載されている情報にもとづいて、筆者が作成。

さて、ラテンアメリカにおける「立憲主義 (Constitucionalismo)」の概念は、権力制限の論理にもとづく一定の論理と価値を読み込む日本での理解の仕方とは若干以上の差異があるように思われる<sup>(二二)</sup>。すなわち、変転を繰返してきた当該地域の政治状況を反映してか、ラテンアメリカでは憲法をめぐる政治そのものの動きと捉える向きが強い。試みに、スペイン語の権威的辞書<sup>(二三)</sup>とされるスペイン王立アカデミー編『スペイン語辞典 (二二版)』(二〇〇一年)によれば、立憲主義とは「憲法典によって規定された政治システム<sup>(二四)</sup>と定義されるが、別の法律学辞典によれば、「国家の上位の政治的編成原理の動態 (movimiento)」であり、「個人の尊敬と自由および一般的な法秩序の尊重といった市民的価値を保障する一連の諸原理によっていること、さらには二〇世紀には不可欠だとみなされる社会的性格の諸宣言をも要求する」がゆえに、「立憲主義は憲法典の獲得によってのみ具体化されるものではない」(傍点は引用者)<sup>(二五)</sup>。さらに付言すれば、イベロアメリカ憲法学の中では、「民主的立憲主義 (Constitucionalismo democrático)」や「社会的立憲主義 (Constitucionalismo social)」だけでなく、「権威主義的立憲主義 (Constitucionalismo autoritario)」(傍点は引用者)とまで称される用語が存在するが<sup>(二六)</sup>、そこに付された「民主的」、「社会的」、「権威主義的」といったそれぞれの修飾語は、「立憲主義」の中核を成すはずの「憲法」の定義如何によってはそれ自体背理となる<sup>(二七)</sup>。ならば、一体、いかなる「立『憲』主義」の理解によれば、権力の制限あるいは統合の論理とそれによって実現されることが予定される権利保障とは明らかに原理的緊張関係に立つはずの「権威主義」と「立憲主義」とを、整合的に理解することが可能となるのだろうか。ここに、ラテンアメリカの「立憲主義」そのものを支えるはずの「憲法」をめぐる理解が、しばしば激変を繰返してきた統治の実態と接合可能なものとして捉えられていることがわかる。

この点、ラテンアメリカにおける「立憲主義」概念に付着した歴史的性格を理解する上で、ペルーの憲法学者ガル

シア・ベラウンデ (Domingo GARCIA BELAUNDE) が——一九九六年〜二〇〇〇年に当時のフジモリ・ペルー共和国大統領の再選 (正確には「三選」<sup>(二七)</sup>) が大きな政治問題となった際に<sup>(二八)</sup>、ペルーにおける大統領の再選禁止規定を正当化する文脈のことではあるが——提唱した「歴史的憲法 (Constitución histórica)」の概念について述べていることが示唆に富む。彼によれば、共和国大統領の再選禁止規定は、ペルーおよびラテンアメリカ諸国の歴代の憲法上の伝統となっており、それゆえにそれは、歴史的に形成されてきた国家において、「その中核には一定の、ある意味不変の基準」を内包した「歴史的憲法」を構成する<sup>(二九)</sup>。この場合、「歴史的」という形容詞は、「過去からの時間の流れの中で、様々な使用法、制度、概念を形成し、その有効性を示し、いわば我々の社会的プロセスの中にあつて、さらには憲法の型を規定し方向づけるような決定的に重要な偶発的力 (contingente vital) をつくり出す相互に関連性を有した事実の総体<sup>(三〇)</sup>」(傍点は引用者) と概念規定されているのであるが、ガルシア・ベラウンデのいう「(歴史的) 立憲主義」とは、こうした「総体」としてみることが可能とする事実が累積される「憲法政治の歴史的展開過程あるいは歴史的立憲主義 (proceso constitucional histórico o constitucionalismo histórico)」(原文は「シック、傍点は引用者」である<sup>(三一)</sup>)。これを彼自身の比喩をもちいていえば、憲法過程が「容器」であるのに対し、歴史的憲法はその「中身」を構成し、前者が「流動的かつ可変的」であるのに対して、後者は「動的ではあるが継続的 (constante) なもの」である<sup>(三二)</sup>。あるいは、前者が「動態的」であるのに対して、後者は歴史的流動性の中にあつても「静態的 (conservadora)」性格を有するものである<sup>(三三)</sup>。

ガルシア・ベラウンデが提示する「憲法政治の展開過程 (proceso constitucional)」という意味での「立憲主義」理解は、イペロアメリカ憲法学で広く見られるといつてよいだろう。例えば、前掲の学術大会テーマ一覧からわかるように、一九八八年から四年ぶりに開催された一九九四年一〇月の第五回イペロアメリカ憲法学会学術大会では、「一九八八年から一九九四年までのラテンアメリカにおける立憲主義」を全体テーマとしているが、その背景には、同大会が一九九四年に開催されたという时期的な理由からしても、次のようなラテンアメリカ諸国で生じた憲法秩序を揺



るが政治動向があつてのことである。一九八〇年代にそれまでの軍事政権からいっせいに民政移管したラテンアメリカ諸国において、歴史的には軍事政権と一体不可分のかたちで生起してきたクーデタが次第に過去のものとなりつつあつた一九九〇年代初頭は、実に——従来とは異なる手法をとりつつも——クーデタの嵐が吹き荒れた年であつた。一九九一年九月にはハイチで、翌九二年二月にはベネズエラで、さらに四月にはペルーで、現行大統領みずから三軍を掌握し国民の圧倒的支持を背景に憲法停止措置（後に同憲法の廃棄と新憲法の制定）に踏み切つたからである。ペルーのフジモリ大統領（当時）が行つた「自主クーデタ (autogolpe) <sup>(三四)</sup>」と呼ばれる強権発動がラテンアメリカ諸国に及ぼした影響は大きく、九三年五月にはエル・サルバドルで、フジモリ流クーデタと類似の手法による憲法秩序の停止が試みられた<sup>(三五)</sup>。右に述べた例からもわかるように、一九八八年から一九九四年の時期に「立憲主義」を語るといふことそのものが、憲法政治の展開過程という動態的な「立憲主義」理解なくしては不可能なのである。このことは、「立憲主義」がそれ自身の中に、一定の「制度的安定性」を含意した「憲法の規範性」を価値として内包しているのだとすれば、なおのことである。既に述べたように、そもそもラテンアメリカ諸国では、一九世紀初頭の独立以来、度重なるクーデタは新憲法の制定と抱き合わせて生起してきたのであり、こうした憲法史を有してきたこと自体の中に、いわば事実が規範を凌駕する中で「変わらぬもの」として維持されてきた「大統領制」を取り出すことができるのである。イペロアメリカの「立憲主義」を論ずるにあつて「大統領制」が不可欠なのは、こうした意味のことである。

## 二．「イペロアメリカ的大統領制」——ペルー憲法学の議論から

一九八八年の第四回イペロアメリカ憲法学会の学術大会のテーマにも掲げられたように、イペロアメリカ憲法学において、自国の憲法を大統領制あるいは議院内閣制のいずれと認識するか、の統治形態論は常に、主たる学問的関心の

中心を占めてきた。そこでは、欧米出自の伝統的統治類型論が引照され、ラテンアメリカ諸国の大統領制をいずれの型に位置づけるか、という議論の立て方が主流であった。こうした議論状況に対して、ペルーの憲法学者ルビオ (Marcial RUBIO CORREA) は一九九七年の著書で、欧米を範型とする従来の統治形態論に対して、ラテンアメリカ諸国の統治形態に関する類型化は、欧米の主要国が有してきたものは全く異なる社会の歴史や政治社会構造に呼応したものでなければならぬとして、「政治体制があるがままに研究する」必要性を説きつつ、「欧米の枠組みのイデオロギー的・文化的桎梏 (carga ideológica y cultural del Norte) から自由になって、ラテンアメリカの立憲主義がどのように展開してきたのかに基づき、独自の類型を考察することを試み」、それに応じて、「我々の置かれてきた環境のなかで、普遍的立憲主義 (constitucionalismo universal) が二〇〇〇年の歴史のなかで発展させてきた異なる定式がどのように作用するのか」、その偏差を考察すべきであると警鐘を鳴らしていた<sup>(二六)</sup>。

以下では、ペルー憲法学における「大統領制」をめぐる議論を手がかりにしつつ<sup>(二七)</sup>、欧米とは「全く異なる社会の歴史や政治社会構造」を有するイペロアメリカの固有性を共通項的に明らかにすることを試みてみたい。その場合、この地域における「大統領制」の歴史的展開過程からすれば、範型としての米国型の制度を導入するものの、実際には母型たるアメリカ型大統領制に忠実であるどころか、その肥大化傾向を示す「大統領中心主義」<sup>(二八)</sup>の現実へのカンフル剂的効用を狙って、フランスを範型とする「議会中心主義的<sup>(二九)</sup>制度」の導入が図られてきた。すなわち、伝統的統治類型論からすれば、原理的に異なる統治形態であるはずの二つの形態が同時に存在しているのであり、以下で二つに整理する議論は、単純化して見れば、「大統領中心主義」的側面を強調するか（「立憲大統領制」論）、それを緩和するための「議会中心主義的」制度に重きを置くか（「半大統領制」論）の違いである<sup>(三〇)</sup>。

## (一)「立憲的大統領制」論

二〇世紀初頭のペルー憲法学の祖ビリヤラン (Manuel Vicente VILLARÁN) は、一八二一年のペルー独立宣言から一八二七年までの時期を、「絶え間なき独裁体制」と位置づけ、一八二八年憲法制定議会こそ、当時の「ペルーの置かれていた状況に鑑みれば、実現不可能な多かれ少なかれ虚構の教義が放棄され、憲法制定者たちも、現実に対する適合的観点から実現可能な制度編成を行った初めての憲法だといえる」として、「そのために、憲法制定者たちは、フランスの諸憲法、一七七一年、一七九一年、ならびに一七九三年の民主的憲法制定議会、さらにはポリーバルがボナパルトの統領憲法を模した独裁的憲法制定の野望 (plan autocrático) ではなく、立憲民主的共和国すなわちアメリカ合衆国へと目を転じた」と述べる<sup>(三三)</sup>。こうして彼は、一八二八年憲法を「ペルー憲法の母型<sup>(三三)</sup>」と位置づけ、ペルーはこの憲法以後、アメリカの「共和国大統領の制度を模写」し、「これに、真の国家元首に匹敵する広範な統治権力を付与してきた<sup>(三三)</sup>」と同時に、ペルー憲法が「議院内閣制」的要素を取り入れてきた側面については、ヨーロッパの憲法から摂取し、アメリカを範型とした大統領制を修正していくとする<sup>(三四)</sup>。

ビリヤランがこうした認識を表明したのは一九三二年であったが、一九一九年から一九三〇年までの長期独裁政権の苦い経験を反映して、「反大統領中心主義」的な思想的傾向の強かった一九三二年当時の憲法制定議会においては、「議院内閣制」への転換を説く議員が少なからず見られ<sup>(三五)</sup>、彼はこうした立場に懐疑的な姿勢を示した。彼にとつて、「議会統治または内閣統治は、憲法がそれを予定する (preparar) ことは可能であるにしても、創設する (crear) ことはできない<sup>(三六)</sup>」のであり、そのような統治形態を実現するためには、「立法化になじまない政治的力の産物 (obra de las fuerzas políticas ilegales)」として、統治の実質 (realidad del gobierno) の大統領から内閣への移行を促すような、大統領に対抗しうる強い議会多数派が形成される必要がある。その意味で、ペルーは「憲法規定の行間に法的には存在する議院内閣制を、事実において確立するだけの力を欠いていた」。したがって、問題は、憲法規定そのもの

のにあるのではなく、議会と大統領の間の「政治的価値の再配分 (redistribución de valores políticos)」であり、大統領制への強い傾向と、ペルーの歴史ならびに政治的心理および慣習からすれば、将来的に議院内閣制が実現される望みはない。要するに、「我々にとって、革命のような事物の根本的な変化の結果としてでなければ、大統領統治を廃止することなど想像もつか」ず、「ペルーの議会は、異常事態ゆえに何度も大統領を選出してきたが、その（議会による大統領の選出——引用者注）経験は、あらゆる懸念を保証するに余りある<sup>(三七)</sup>」。

ビリヤランが「革命的变化」によらなければ廃止はありえないと述べるほど、「ペルーの歴史と政治的心理」に深く根を張る「大統領制」は、「有能な統治者 (gobernante efectivo)」としての固有かつ広範な権能を有する「者の統治であり、それこそが、「強固な伝統ともはや民衆の不可逆的慣習によって、ペルーおよびラテンアメリカ全体で支持され」、「激動の政治に屈することなく法律を執行しなければならぬような社会経済的状况に呼応する」ものなのである。彼はそれを、「活力ある行政府 (Poder Ejecutivo vigoroso)」として、「強固とならざるをえないと同時に、法的に抑制された統治」(傍点は引用者)と描いて見せ、およそ「近代国家に固有の条件」と指摘する<sup>(三八)</sup>。そのような政府の創出装置として、彼は「その危険性を無視するわけではない」と断りつつも、大統領の直接公選制を支持する。直接公選制は議会による間接選挙よりは「我々の政治的状况に、よりいっそう適合的」である<sup>(三九)</sup>。「直接公選制とカエサル主義」は、影響力のあるより小規模な者から構成される集団とは異なり、そうした二つの条件が満たされている直接公選制では、「個人レヴェルでの繋がりや裏取引 (combinaciones y acomodados personales) は不可能となる」ことから<sup>(四〇)</sup>、投票の秘密と定期的に実施される選挙によって、その因果関係は否定されることになる。

ビリヤランの後続世代のパレハ (José PAREJA PAZSOLDÁN) は、ペルーおよびラテンアメリカにおける「大統領中心主義」を、「統治能力」、「国民統合」、「効率的統治」の概念に加え、社会的要因 (factores sociales) から説明する。彼によれば、ボリバル以来、ラテンアメリカにおける大統領は「諸権力のなかの権力 (Poder de los poderes)」たる「強い統治者」である。ヨーロッパの大統領 (presidente) が文字どおり「統括する ("preside")」<sup>(四一)</sup>だけにとどまるの

とは異なり、アメリカ大陸の大統領は「統治する」。前者が議院内閣制の地であるとすれば、後者は大統領制のそれである(四二)。彼は、ラテンアメリカにおける大統領の優位を説くジロ (Emile GIRAUD) やデュヴェルジエの議院内閣制論など、フランスの学説を引用しつつ、ペルーにおける議会の「無能力」と大統領の「有効性」を述べる。ラテンアメリカにおける議会は、世論に基礎をもたず、抜本的な改革を実現し、国を発展へと指導する独自の権威をもつことなく、瑣末な問題について緩慢な議論をしてきただけの「従順な多数派」による「行政府の奉仕者 (servidor del Ejecutivo)」に過ぎず、決して行政府に対抗する抑制機関ではなかった(四三)。これに対して大統領は、人民が顔を見て付き従うことのできる軍総司令官であり、アメリカのローズベルトのごとく「国民の精神的指導者」ですらある。ペルーおよびラテンアメリカの大統領追従的な議会の統治能力の欠如を強調するパレハにとって、「大統領が統治し、大臣は行政を行い、議会が立法し抑制すべき」構図を前提として、「大統領に必要なあらゆる権限を付与すべきであるが、それは憲法によってなされるべきである」(Emile FAGUET) とする見解こそが、「権力のよき民主的編成」となるのである(四四)。

パレハにとっての「権力の民主的編成」の根拠となるのが現代国家の複雑さであり、「効率的で迅速かつ同質的機関」としての独任制統治の必要性を正当化する。そこで生起する多種多様な問題の解決を、「技術的素養も能力もない政治家集団から構成される合議体で、かつ決定に時間がかかる機関に委ねることはできない」。大統領制は「ペルー共和国の歴史および国民統合という命題の本質部分に存在」するのである(四五)。もとより、彼において、「立法権と行政権の間に存在すべき必要な相互関係」について、「議院内閣制か大統領制の区別は根本的な仕方では作用せず、それゆえに、相互の協働および抑制のない権力相互間の排除および従属関係が存在してはならない」ことが認識されており、それは、「議会による抑制権限を伴った大統領中心主義」でなければならぬ(四六)。

議会の統治能力の欠如と独任制統治としての「大統領中心主義」の有効性を示すラテンアメリカの統治の実態は、パレハにとって、ラテンアメリカにおいて「大統領の優位」がもたらされる社会的要因によって下支えされている。彼

によれば、次の二点があげられる。第一に、政治的家父長主義 (paternalismo político)、独任権力の体现 (encarnar el poder de un hombre)、有能な統治者の神話、権力の人格化、米国においてさえ存在する、ひとつの制度以上に一人の統領 (ボス) への信任の付与といった傾向である。第二に、選挙での勝利が、かなりの程度、候補者政党の理念や政策内容以上に、候補者自身の個人的資質、すなわち指導者への共感、個人的性格、得票能力に依存するという点である (四七)。

先に取り上げたガルシア・ベラウンデは現代のペルーを代表する憲法学者であり、ビリヤランからパレハと続く「立憲的大統領制」論を継承し、一九一九年から一九六六年まで断続的に議会統治制を導入したウルグアイを除き、ラテンアメリカにおける支配的統治形態を、いくつかの例外を伴うものではあれ、大統領制 (forma presidencial de Gobierno) (四八) と見た上で (四九)、ビリヤランに倣って、アメリカ型大統領制を導入した一八二八年憲法をペルー憲法史の「母型」と位置づける。彼によれば、「肥沃な土地の上にあった建国期の旧イギリス植民地の経験だけでは不十分」であり、ペルーにおける「古くからの権威主義および人格的統治と、敏捷かつ効率的でありながら民主的である権力の必要性」ゆえに、アメリカ型大統領制が受容可能なものとなった。それゆえ、ペルーにおける「大統領制」は、現実適合的であるのみならず、「ある意味では、時代の要請 (necesidad del momento)」でもあった (五〇)。

一八五六年憲法から一九三三年憲法までの「議院内閣制」的改革について、ガルシア・ベラウンデは、憲法典の上ではなく実態において、それをつくり出すことができなかつたとするビリヤランの見解 (五二) に依拠しつつ、政治の現実を「大統領制あるいは大統領中心主義的なものであった」と捉える。彼によれば、「大統領中心主義」とは「権力が、常に、本質的などころでは共和国大統領の手中にあった」ことを意味するが (五二)、「ペルー国内の憲法学説は『大統領制』の認識で一致するだけでなく、ペルーにとってそれは必要なものと考えていた (五三)」。

彼にとってはそれほど自明の「大統領中心主義」に対して、議会を国家の最高国家権力機関と見なす立場からの「半大統領制」論 (五四) は、「独特な説 (五五)」または「実に驚くべき説 (五六)」と映り、彼は、ペルーにおける「半大統領

制」の非適合性について、次の三つの点を指摘する。第一に、「半大統領制」論が、ヨーロッパの議院内閣制の大統領制への接近を説明するためのものに対して、ペルーにおいては反対に、大統領制から議院内閣制へと接近してきたのであるが、それは「半大統領制」が制度的に優れているからではなく、大統領権力の制限を目的としていたからである。第二に、ペルーおよびラテンアメリカのどこにも、議会両院の同意による組閣いわゆる「叙任 (*investidura*)」の問題は存在せず、ペルーの場合には、議会はせいぜい内閣の施政方針を聞くにとどまる。第三に、フランスのような二元型政府はペルーには存在せず、内閣は大統領の協力者に過ぎない。これらのことから、ペルーにおいて「半大統領制」を生み出す「歴史的前提が作り出されることはなく<sup>(五七)</sup>、したがって、それは、「ペルーの統治構造分析には不十分」である<sup>(五八)</sup>。これに対して、憲法規範、歴史的発展、とりわけ政治の「実践」に着目すれば、政治的な抑制制度装置や場合によっては世論および政党によって抑制される大統領が、最終的な決断を下す権限を留保している限りにおいて、ペルーに存在する「大統領制」は、「縮小、緩和、抑制された大統領制 (*un modelo presidencial disminuido, atenuado o frenado*)」(傍点は原文イタリック)なのである<sup>(五九)</sup>。

## (二) 「半大統領制」論と「政治社会」の実態認識

以上のように、「立憲的大統領制」論の主張が支配的なペルー憲法学のなかにあつて、憲法規範レヴェルでペルーの「大統領制」を「半大統領制」と捉えた論者がいる。先に引用したルビオとベルナレス (Enrique BERNALES BALLESTEROS) がその典型といえるが、両者の主張は、具体的には、一九七九年憲法の解釈論として提示されていることは<sup>(六〇)</sup>、ビリヤランやガルシア・ベラウンデの主張がペルー憲法構造の実態認識として提示されていることから、議論の整理のためにも留意しておいてよい。

その一九七九年憲法の解釈にあたって、ルビオとベルナレスは、同憲法において、国家元首たる大統領の直接公選

制と大統領に首相以上の大統領固有の権限が認められているのに対し、「議院内閣制」的な制限と下院による大臣質疑の招致 (interpelación) と不信任も併せて規定されている点から、同憲法は大統領制または議院内閣制のいずれでもない「混合型 (regimenes mixtos)」に属し、デュヴェルジエのいう「半大統領制 (semi-presidencial)」と見る<sup>(六二)</sup>。

そもそも、ガルシア・ベラウンデによって「実に驚くべき説」と批判された一九八八年当時の彼らの「半大統領制」論の根底には、規範論としての「立法権の優位」の価値選択があった。ルビオとベルナレスによれば、「国家構造について」定める一九七九年憲法の第四部が「第一章立法権」から始まる点に着目し<sup>(六三)</sup>、こうした規定の配置における「形式的優位性 (preferencia formal)」は、各権限が「位階秩序的な内容」となっていることと関係があり、立法権の次に規定されている行政権は、この権限が「従属的かつ抑制的な平面 (plano de sujeción y control)」に置かれていることを意味していた。このような憲法規定の構成と体系は、たとえ「抑制的だとはいえ」、「議会が国家の最高権力機関 (Primer Poder del Estado) であることを示唆する」ものと解釈され、ここから、「法治国家において、その出自、多元的構成、権限の重要性からして、主権は議会にある」とする主張が導出されるのである<sup>(六三)</sup>。

「立憲的大統領制」論と「半大統領制」論との関わりを照射し、後者の論理構造をもう少し詳しく見るために、ルビオとベルナレスの実態認識に目を向けてみたい。ルビオとベルナレスが「半大統領制」論を展開した一九八八年公刊の著作の標題『憲法と政治社会 (Constitución y Sociedad Política)』からは、彼らの「半大統領制」論が、ペルーの「政治社会」を「階級社会」として認識した上で、これに、憲法規定における「議院内閣制」的要素から「半大統領制」論を導出していたことが看取される。「立憲的大統領制」が、一九世紀末から一九三三年憲法に結実する「議院内閣制」的要素を包摂したものととしてペルー憲法史を認識していることに鑑みれば、ルビオとベルナレスの「政治社会」認識を確認しておかなければならない。

彼らは、ラテンアメリカでいかにして「大統領の優位 (preponderancia presidencial)」がもたらされるのかを「社会的要因」によって説明したパレハの認識を、「きわめて鋭い社会学的考察」と評価し、例えば一九三三年憲法の「議



会の優位」の試みにもかかわらず「事実においては、常に、大統領の制度 (institución presidencial) が優位する」と述べる<sup>(六四)</sup>。ところで、パレハの分析は、ヴェーバー型支配者のカリスマ的人格の側面に触れているが、それはあくまでも、社会経済的先進国社会における「断続的かつ危機的状况に向けられた要因」であり、深層にまで浸透した文化的基準によるものであるのに対して、より後進的社会では、それは、ひとつの恒常的現象 una constante であり、この場合、カリスマは家父長的型 (patrones patriarcales) と神秘的なもの (lo mágico) に結びついている<sup>(六五)</sup>。しかし、ラテンアメリカにおける大統領中心主義的傾向は、「社会階級の脆弱性」と「未完の差異化と承認のプロセス」によって、——パレハの「行政府強化の必要性」の主張とは独立に——「補完的な説明」が可能であるとされる<sup>(六六)</sup>。すなわち、「このような(後発の——引用者)社会においては、選挙において政党の理念および政策以上に、一人のリーダーまたは一人の統領 caudillo が重視される」(強調は原文) のであり、これは、諸利害の内面化 (internalización de los intereses) と階級意識 (conciencia de clase) が弱いことから生じる。これによって、ポピュリスト的求心力 (arrestos populistas) が容易になり、そのような階級意識においては、「国民的統一 (unión nacional)」(同上) という一般のローガンと曖昧な言葉の下に、対抗的・対立的利害を有する社会諸勢力が結集する。その結果、このようなポピュリスト的呼びかけと大衆がそれに魅了されることは、これ自体、人民を、動員しかつ魅了しつつ、自らの広範かつ非同質的な権力的基礎 (base amplia y heterogénea de poder) へと変えていけるようなカリスマ的指導者を作り出すために、社会のなかの政治勢力——それだけではないが、とりわけ右派——によって把握され、巧妙に利用されてきた現実そのもののひとつの事実である。このような社会認識から、次のような結論が導かれる——近代化のプロセスと社会階級のこれまでにないほどの差異化 (la mayor diferenciación de las clases sociales) にもかかわらず、ラテンアメリカの「大統領中心主義」は、ラテンアメリカおよびなかでもペルーにおいて、なお存続する伝統的な歴史社会的かつ文化的な型によって強化されている<sup>(六七)</sup>。

### (三)「立憲主義」と「大統領中心主義」

ペルーにおける「大統領制」と、それを支える歴史的伝統をひろく「社会構造」と見た場合、以上の議論から両者の連関を別判するためには、ペルー憲法史において、一九世紀半ばの一九五六年憲法において始まり一九三三年憲法によって結実する一連の「議院内閣制」的改革に対する、「立憲的大統領制」論と「半大統領制」論の評価を比較検討する必要がある。これは、要するに、ペルー憲法史における「変わるもの」と「変わらぬもの」を定位し、前者から後者を擲み出すことを意味するが、こうすることによって、たんなる憲法制度上の「大統領制」ではなく、それを支える実態をも包摂した「大統領中心主義」の実体が明確になるからである。

ビリヤランは、ペルーの「歴史的伝統」ゆえに、憲法上は「予定」されていたはずの議院内閣制を、「事実においては確立するだけの力を欠いていた」として、そもそも、そのような「政治的力」を「立法化にまじまない」ものと見る。パレハにあつては、ラテンアメリカの議会は、「従順な多数派」による「政府の奉仕者」に過ぎず、その統治能力の欠如によって、決して「政府抑制」とはなりえなかつたことが強調される。ガルシア・ベラウンデが、ビリヤランの見解を引きつつ、政治の実態においては「大統領制あるいは大統領中心主義」であつたことを指摘するのは、「立憲大統領制」論におけるこうした認識が前提とされているからである。

すでに見たように、「半大統領制」論を展開したルビオおよびベルナレスも、一九三三年憲法の「議会の優位」の試みにもかかわらず、「事実において、常に、大統領の制度が優位する」と述べ、その限りで、「立憲的大統領制」論の立場と異なるところはない。ただ、彼らが、ペルーにおいて歴史的に蓄積・反復されてきた「議院内閣制」的要素に着目して、一九七九年憲法体制を「半大統領制」または「混合型」とする一九八八年の立場を提示し得たのは<sup>(六八)</sup>、裏から見れば、そうした「事実における大統領制の優位」と憲法規範上の「議院内閣制」的要素ゆえに、ペルーの統治形態がアメリカ大統領制と同一視できないことを示す意義を有していたと解する余地がある<sup>(六九)</sup>。

そうだとすると、ペルーの「大統領制」あるいは「大統領中心主義」は、ガルシア・ベラウンデの「半大統領制」批判に見られるとおり、アメリカ大統領制が担った「立法部抑制」という歴史の意味とは全く逆に、ペルーは「歴史的伝統」によって下支えされ強化される「大統領中心主義」の実態を、憲法上の「議院内閣制」的要素によって「抑制」しようとしたことになる。ルビオとベルナレスが「大統領中心主義」の実態認識の上に、憲法解釈論としての「半大統領制」論を提示したことには、「抑制」としての実践的意味を汲み取ることはできるが、しかし、それにしても、憲法規範上の「変遷」のみを強調して、およそ歴史的文脈の異なる「半大統領制」を憲法解釈論と提示することには慎重でなければならぬ、とする批判が妥当するだろう。ペルーの「大統領制」論における「半大統領制」論の存在は、ペルー憲法史において、「議会主義」的改革の結果として現れる「議院内閣制」的要素が、——所期の目的を果たしえないまま——ペルーにおける「大統領中心主義」の実態の強固さを逆に示すものとなる。視点を逆転させれば、ペルーの「大統領制」をアメリカ型のそれで把握することによって、一方では、「大統領中心主義」の存在を示す「立憲的大統領制」論は、憲法規定にもかかわらず「議院内閣制」を生み出せなかった現実を指摘し得るのであるが、他方では逆に、なぜそうした規定が、憲法規範上導入されなければならなかったのかの歴史の意味を明らかにすることはできない(七〇)。

こうして見ると、ガルシア・ベラウンデが述べたように、確かに、ペルーの統治形態を憲法規範レヴェルで「大統領制」として捉え、これを、近代憲法原理を基準とすれば原理的には導き出せないはずの「議院内閣制」的要素によって、「大統領中心主義」という統治構造の実態を法的に抑制する制度とする理解は、「ペルー国内の学説において認められてきた」といえるだろうし、それはイベロアメリカ憲法学全体で共有されている認識でもある。まさに、ラテンアメリカにおける「立憲主義」の展開過程は、「大統領中心主義」的な実態が積み重ねられつつ形成される現実に対して、制定憲法上に「議院内閣制」的要素を盛り込むことによって、これに規範的統制をかけていくという仕方であったといえるだろう。しかし、本来、ラテンアメリカにおいては、アメリカ型大統領制が担った歴史的課題も、フラン

ス型議院内閣制が成立しえた歴史的基盤も存在しないのだとすれば、「大統領中心主義」というラテンアメリカ固有の憲法現象の存立基盤を問うことこそ重要なはずである。改めて、ここでは、本項冒頭に紹介した「欧米の枠組みのイデオロギー的・文化的桎梏から自由になって、ラテンアメリカの立憲主義がどのように展開してきたのかに基づき、独自の類型を考案することを試み」るべきとするルビオの指摘が想起されてよい。次項で取り上げるように、近年、イベロアメリカ憲法学界が注目する「統治可能性」の概念が、その答への可能性を用意するものとなり得るだろう。

### 三・「立憲主義」と「統治可能性」の媒介項としての「大統領中心主義」

ラテンアメリカ諸国の独立の指導者ポリーバルは、独立後の国家建設に着手するラテンアメリカの当時の状況を目の前にして、「……ただ権力の集中だけが国家に対する尊敬の念を起こさせる(七二)」と述べたが、ここには、そうしなければ、植民地支配から脱したラテンアメリカ諸国の統治が如何に困難だったのが窺える。このことは、ラテンアメリカにおいて、「立憲主義」に憲法をめぐる政治の展開過程という動態的意味を読み込むだけに、そこでの「立憲主義」が「統治可能性」と表裏の関係にあることは容易に推測されるのであり、そうだとすると、ラテンアメリカの「立憲主義」が統治の実態としての「大統領中心主義」を基軸にしていたことを想起すれば、「大統領中心主義」はまた「統治可能性」の問題とも密接不可分の関係に置かれることになる。この問題の淵源とその基本的性格は、次に粗描する独立と国家建設の時期にペルーが抱えていた問題の中から探り当てることができるだろう。

ペルーが植民地支配を脱し独立する一九世紀初頭には、二つの段階で統治をめぐる論争が存在していた。第一段階が「国家形態(forma de Estado)」の確定の問題であり、これに一応の「決着」がつけられた後の第二段階が「統治形態(forma de Gobierno)」の選択の問題である。前者は、独立に際し植民地時代の伝統である「君主制」を「立憲君主制」へと転換させ維持していくのか、それとも君主制を廃し「共和制」の方向性を模索するのかなど、いわば国家権

力の所在をめぐる論争であり、後者は当該国家形態のなかで、立法権に重きを置くのか行政権優位とするのかの、創り出された国家権力の組織編成をめぐる問題であった。しかしながら、こうした論争が繰り広げられた憲法制定議会の外では、次のような植民地支配を受けてきたペルーならではの「一見両立し難い現実的要請が存在していた。一方では、独立戦争を勝ち抜かなければ国家建設はあり得ないという必要性を充たし、他方では、同時に進められた国家形態の確定をも含めた国家建設の課題を完遂しなければならぬ歴史的状况のなかで、ともかくも「共和制」としての国家形態が憲法規範上は確定する。長きにわたる植民地支配<sup>二</sup>君主制の伝統の下で、確かに、「共和制」の選択には「伝統」へのアンチテーゼとしての意味が込められはしたが、現実にはなお続く独立戦争に有効に対処すべく独任制機関としての「大統領」が据えられたのである。君主制の伝統を打破するための国家形態の選択は、しかし独立戦争という歴史的課題の前に「妥協」を強いられ、こうして「王冠なき君主 (Monarca sin corona)」のとき「共和国大統領 (Presidente de la República)」を生み出すことになる<sup>(七二)</sup>。

ところで、「統治可能性」の概念は、長らく経済学や政治学の理論的関心であり、これらの概念と憲法あるいは「立憲主義」との関連性が真正面から論じられることはほとんどなかった<sup>(七三)</sup>。また、「統治可能性」にせよ「統治能力」にせよ<sup>(七四)</sup>、これらが意味するところは最近の——正確を期していえば、近年、理論家の関心を引くに至った古い——現象を指す<sup>(七五)</sup>。すでに触れたように、「統治可能性」の問題がイベロアメリカ憲法学界の関心を引きつけ、それが、「立憲主義」——さらには「立憲国家 (Estado Constitucional)」あるいは「法治国家 (Derecho de Estado)」——との関わりで論じられるのは、つまるところ、ラテンアメリカの統治可能性がどれほど憲法構造を規定するのか、逆にいえば、「統治可能性」の如何が憲法と国家との関係を規定するという意味においてである。

これを理論的に描こうとするのがメキシコの憲法学者バラデス (Diego VALADES) であるが、彼によれば、「法治国家」を最広義に解すことによって国家構造全体の支柱としての憲法——「立憲国家」——を導き出し、これと「統治可能性」は、憲法規範の実定性 (positividad de la norma constitucional) が後者に依存するという意味において、両者

は直接かつ密接な関係 (relación directa e inmediata) を有すると説き、「統治可能性」はある制度 (システム) の憲法構造から生じると指摘する<sup>(七六)</sup>。そこで彼は、次のような論理によって「統治可能性」の概念規定を行う。まず、「力の表現 (expresión de fuerza)」としての権力と「理性的の結果 (resultado de la razón)」としての権威という伝統的相違に依拠しつつ、権力担当者を前者に対応させ、憲法上の意味における統治の行為が責任——したがってそれは政治的コントロール——の形態を含むとして、これに後者を対応させる<sup>(七七)</sup>。こうして被統治者の観点を獲得し、そこから「統治可能性」を「良い統治への権利 (derecho al buen gobierno)」として再構成し、国家と諸個人との関係をめぐるその具體的内容を、——イェリネックの公権類型論に拠りつつ、消極的地位、積極的地位、能動的地位に続く「受動的地位」として第四の類型を構成するものとして——合理的、効率的、適正、公正、予見可能 (previsor)、ならびに予防的 (preventivo) 統治を要求する社会の権利と提示する<sup>(七八)</sup>。このように概念構成された「統治可能性」は、あらゆる権威づけられた行為を担う権力機関に対する「責任」というかたちで具現化され<sup>(七九)</sup>、彼の議論は、そのための制度設計へとシフトする。その際、バラードスは、比較法学者のゲゼヴィッチが第一次世界大戦後に、立憲国家が解決すべき権力をめぐる最大の問題は「合理的議会中心主義」の構築だと述べたことに照応させながら、ラテンアメリカにおける課題は、「合理的大統領中心主義 (presidencialismo racionalizado)」を構築し機能させることであり、「統治可能性」と「立憲国家」との関連性から生じる「立憲的統治可能性 (governabilidad constitucional)」は、「権力行使の合理化過程 (proceso de racionalización del ejercicio del poder)」にほかならないと指摘する<sup>(八〇)</sup>。

こうして見ると、「大統領中心主義」を「憲法」によって合理化しようとする発想は、それを「憲法」によって「抑制制」しようとしたペルー憲法学の「立憲的大統領制」論と同根のものであり、その限りで、「立憲的統治可能性」と「立憲的大統領制」論は、「立憲主義」へと接合可能なものとなり得るのである。

しかし、そもそも「合理化」の最たるものとしてあげられている「大統領中心主義」は、ラテンアメリカにおいては、憲法規範を逸脱する統治の実態 (それゆえに制度の「肥大化」現象として「主義」として語られる) であるはず

であり、そのことは、前節で取り上げた「立憲的大統領制」論の提唱者たちにおいても認識されていた。だからこそ、本来の大統領制を「抑制された」それへと組み替える（はずの）「議院内閣制」的要素をどのように認識するかが問題となっていたのである。にもかかわらず、今日においてもなお、「大統領中心主義」が主たる「克服」すべき対象とされるのだとすれば（八二）、「統治可能性」は「大統領中心主義」の統治構造を形成している諸要素に即して検討されなければならぬ。ましてや先に触れた「立憲的大統領制」論の実態認識に見られたように、「歴史的伝統」ゆえに、憲法上は「予定」されていたはずの議院内閣制を、「事実においては確立するだけの力を欠」き（ピリヤラン）、法的統制の主体として位置づけられる議会は、ラテンアメリカにおいては、「従順な多数派」による「行政府の奉仕者」に過ぎず、その統治能力の欠如ゆえに、決して「行政府抑制」とはなりえなかつたと見なされているのだとすれば（パレハ）、なおのことであろう。さもなければ、「立憲的大統領制」論であれ「立憲的統治可能性」の主張であれ、そこから、「大統領中心主義」の実態構造を転換させるだけの十分な変革の論理と契機を展望することはできないだろう。

### おわりに

以上の点から、植民地支配を経験した後の独立以来の国家建設の課題となつていくという意味において、ラテンアメリカにおける「統治可能性」論は最近の学問的動向だとしても、問題そのものはすぐれて歴史的な性格を有するものであることがわかる。それゆえ、ラテンアメリカにおける「立憲主義」のありようと、「立憲国家」の枠内での「統治可能性」を適切に掴み出すためには、歴史的に同地域の統治を特徴づけてきた「大統領中心主義」の実態構造を正確に把握する必要がある（八二）。

こうしたイペロアメリカの固有性を踏まえつつも、抽象的には、本稿で扱ったイペロアメリカをめぐる問題は、そもそも「近代立憲主義」が常に他者であるばかりか、それが——赤裸々な植民地支配であれ間接的なそれであれ——

他者による強制の下でもたらされた歴史を有し、さらには今日、現存の主権国家間の構造的格差を被っているいわゆる「途上国」に通底する問題の射程を含んでいけると見ることができらるだろう。「立憲主義」と「統治可能性」の概念は、したがって、当該「途上国」に固有の本質的問題の所在を探り当てて可能とするものなのである。

## 注

(一) イベロアメリカおよびラテンアメリカのいずれの用語も地理的には日本語で中南米と総称される地域を指しているが、もとより、「ラテンアメリカ」という場合、そこには「ラテン系」の文化圏に属するスペイン語・ポルトガル語・フランス語圏の国々が含まれるのに対して、「イベロアメリカ」はイベリア半島の国々(スペインおよびポルトガル)の文化圏に位置づけられる地域(したがって「ラテンアメリカ」諸国から旧フランス植民地であったハイチを除いた国々となる)を指すのであり、両概念は厳密には異なるものである。

ところで、本稿の主題でもある「立憲主義」とは、とりもなおさず近代西欧——とりわけイギリスとフランス——で生み出されたとする理解が、日本の憲法学では通説的地位を占めており、同じキリスト教文化圏という意味では「西洋」にありながらも、いわばその傍流を成してきたイベリア半島の国々とその系譜を引く旧植民地諸国は、植民地からの脱却と近代国家としての出自からして、「立憲主義」の「光」に対する「影」ともいえる位置を余儀なくされてきた。そうした点に鑑みれば、比較憲法的には、「イベロアメリカ」と「ラテンアメリカ」について右に述べた両者の相違は無視できない重要性を含んでおり、イベリア系諸国とフランスとを「ラテンアメリカ」とひとくくりにできるほど、両者は同一視できるわけではない。そのことを踏まえた上で、さしあたり本稿では、日本でのこれらの用語の通用性を考慮して、イベロアメリカとラテンアメリカとを互換的にもちいている。

(二) ここに「統治可能性」と訳出している用語はガヴァナンス(スペイン語 *gobernanza*, ポルトガル語 *governança*) の用語をもちいる傾向があるが、日本では一般にはこれに代えてガヴァナンス(スペイン語 *gobernanza*, ポルトガル語 *governança*) の用語をもちいる傾向が強い。試みに、スペイン語の辞書的定義によれば、それは「国家、市民社会、市場経済の間の健全な均衡を促進しつつ、目標としての持続可能な経済的・社会的・制度的発展の実現を試みる統治の手法または手段」である (*Real Academia Española, Diccionario de la Lengua Española, Vigésima Segunda Edición, Tomo I, ESPASA, 2001, p.1141*)。実際、ラテンアメリカにおいても、用語のもちい方



は論者によつて一様ではない。ブラジルを中心に「統治可能性」と「立憲主義」の問題を論じ、José Alonso DA SILVA, “A Governabilidade num Estado Democrático de Direito”, em Diego VALDÉS (ed.), *Gobernabilidad y Constitucionalismo en América Latina*, Universidad Nacional Autónoma de México, México, 2005, p.2 も、諸外国における用語の混乱を指摘する（スペイン語およびポルトガル語では二つの用語に加え、*gobernación, governação* の用語も存在する）。

そうした混乱した用語法を踏まえた上で、本稿にいう「統治可能性」とは、Domingo GARCÍA BELAÚNDE, “Gobernabilidad Democrática y Constitución”, en Diego VALDÉS (ed.), op. cit., p.202 に倣つて、その対義語である「統治不可能性」から捉え返し、秩序、政策における予見可能性（*previsión en sus postulados*）、目標もしくは目的、十分な制度的基盤を有すべきことと解している。したがつて、さしあたりガヴァナビリティを「統治可能性」、ガヴァナンスを「統治能力」と訳し分けておく。後に詳述するように、本稿の主題である「立憲主義」も大統領制（ラテンアメリカの場合、正確には「大統領中心主義（*presidencialismo*）」といふべきである）が、変動を繰返す憲法・政治動向を有するラテンアメリカにおいては、統治主体の技量を問う「統治能力」よりは、その複雑な社会構造に如何に秩序を以つて発展を促すことのできる性質が備わっているか、という側面を問うことが重要となる。

(三) ここでひとくちに「議会中心主義」といつても、いわゆる伝統的な統治類型論からすれば、そこには議院内閣制と会議制（国民公会制）と呼ばれるものまでが含まれる。参照、清宮四郎『憲法I』（有斐閣、一九六四年）五一頁以下、宮沢俊義『憲法（改訂版）』（有斐閣、一九六二年）、一〇～一二頁および三二～三二六頁。

(四) 欧米におけるそうした統治類型論を可能としてきた現実のなかで、フランス第五共和制下の一九六二年の憲法改正によつて公選大統領が誕生することになった事実は、ラテンアメリカにおいては、古典的類型論の妥当性を問い直すものであった。

日本では、「議院内閣制」の下での「首相公選」論として現れた。二〇〇二年までの文献については、大石眞他編著『首相公選制を考へる』（中公新書、二〇〇二年）の巻末にある整理表に網羅されている。同年以降は、岡田信弘「首相公選制」『ジュリスト』No.1289（二〇〇五年）、同「首相公選制とリーダーシップの政治」全国憲法研究会編『法律時報増刊 憲法改正問題』（二〇〇五年）、本秀紀「民主主義の展望——taking democracy seriously」全国憲法研究会編『法律時報増刊 憲法改正問題』（二〇〇五年）。

(五) こうした問題設定は、Diego VALADÉS (ed.), op. cit. を参考に行っている。なお、後に触れるように、二〇〇六年一月一日～一五日にクリチバ市（ブラジル）で開催予定の第九回イベロアメリカ憲法学会（*Instituto Iberoamericano de Derecho*）が行う学術大会（*Congreso Iberoamericano de Derecho Constitucional*）でも「立憲主義のイメージ：イベロアメリカ的議論」が大会テーマとして掲

げられている。

(六) これは、辻豊治「ラテンアメリカの国家とその危機」木村靖治他『現代国家の正統性と危機』（山川出版社、二〇〇二年）、一九九頁の表現であるが、ラテンアメリカは他の途上国とは異なり、近代西欧との関わりでは完全な他者たり得ず、さりとて近代西欧そのものではないという、「近代」と「非近代」の狭間に位置づけられる点に注意が必要である。

(七) ここでペルーを考察の中心に据えることの背景には、次のような筆者の認識がある。すなわち、一五世紀末の「近代」との「遭遇」を境に、インカ帝国の中心であったペルーはスペイン植民地支配の要衝と化し、南米の独立に際しても、その独立解放運動は一樣ではなかった。ベネズエラから発する北の運動とアルゼンティンから始まる南からのそれとによって始まり、その合流点が、南米中央に位置するスペイン軍の最後の砦となったペルーであったからである。ラテンアメリカ諸国が「大統領制」を採用しているといわれる場合、このようなペルーが、前植民地期から抱える社会的構造の歴史の変容は、その地政学的重要性と併せて、ラテンアメリカ諸国の憲法構造の「共通項」を探る可能性を内包していることと見ることができるのであつて、ここにペルーからイベロアメリカ諸国の憲法状況を照射することの意義がある。

(八) Jorge CARPIZO, "Treinta Años del Instituto Iberoamericano de Derecho Constitucional", en Universidad Nacional Autónoma de México/Instituto Iberoamericano de Derecho Constitucional, *Instituto Iberoamericano de Derecho Constitucional 1974-2004*, Instituto de Investigaciones Jurídicas, México, p.2. カルピンは次に述べる「ラテンアメリカ憲法学会」設立の重要な立役者の一人であるが、彼によれば、とりわけ一九七〇年代初頭にチリおよびウルグアイで起きた軍事クーデタは、——両国はラテンアメリカの中でも民主主義の伝統を有していた国として知られていただけに——大きな政治的後退の意味を持ち、ラテンアメリカ諸国間に否定的結果をもたらした (Ibid.)。

(九) Ibid.

(一〇) 同学会については、<http://www.juridicas.unam.mx/ide/>を参照。

(一一) 大須賀明他編『憲法辞典』(三省堂、二〇〇一年) 四七三頁によれば、立憲主義とは、「権利保障と権力分立によって権力を制限しようとする原理「樋口陽一執筆」である」とされ、これは、そうした「権利保障」と「権力分立」を二大構成要素とする社会こそ「憲」法をもつとした一七八九年のフランスの「人および市民の諸権利の宣言」第一六条にもとづく。こうした理解が日本の憲法学においては主流を占めており、その代表的提唱者が樋口陽一教授であらう。例えば、参照、樋口陽一『近代立憲主義と現代国家』（勁

草書房、一九七〇年)。これに対して、マルクス主義憲法学の側からは、「権力分立」ではなく「権力統合」こそ、もう一つの近代憲法原理であったとする見解が対置される。この点に関しては、長谷川正安『憲法とマルクス主義法学』（日本評論社、一九八五年）、九一頁以下を参照。

しかし、いずれも「近代」から生み出された憲法原理であり、本稿が全体をとおして試みるように、ラテンアメリカの憲法学・政治学で問題とされる「大統領中心主義」は、「権力分立」あるいは「議会中心主義」の方向性を目指す「権力統合」の原理とは相容れ難く、まさにラテンアメリカ固有の歴史的文脈の中で生み出されたラテンアメリカ的憲法原理である。

(一一) 念のために付言しておけば、ここで「権威的」というのは、スペイン語に関しては、同アカデミーがこの辞書に採用したことを以って「正式なスペイン語」とする傾向があるということを意味するに過ぎず、採用されるという事実のみが重要なのである。なお、*Gobernabilidad* (統治可能性) も *Gobernanza* (統治能力) も、後掲注(一二)であげる現在の二三版(二〇〇一年)において初めて採用された。この点も *Diego VALADÉS*, "Consideraciones sobre Gobernabilidad y Constitucionalismo Estudio introductorio", en *Diego VALADÉS* (ed.), *Gobernabilidad y Constitucionalismo en América Latina*, Universidad Nacional Autónoma de México, México, 2005, p.IX, nota 1 にも同様の指摘がある。

(一二) *Real Academia Española, Diccionario de la Lengua Española*, Vigésima Segunda Edición, Tomo I, ESPASA, 2001, p.632.

(一三) *Guillermo CABANELLAS, Diccionario Enciclopédico de Derecho Usual*, Tomo II revisada, actualizada y ampliada, Editorial Heliasa S.R.L, Buenos Aires, 1996, p.317.

(一四) これらの用語については、参照 *César LANDA ARROYO, Tribunal Constitucional y Estado Democrático*, Fondo Editorial de la Pontifica Universidad Católica del Perú, Lima, 1999, pp. 59-84

(一五) 例えば「イペロアメリカ的立憲主義」を真正面から論じたものとして *Antonio COLOMER VIADEL, Introducción al Constitucionalismo iberoamericano*, Ediciones de Cultura Histórica, Madrid, 1990 をあげ、*Roberto G. Carrasco* 「社会的立憲主義 (Constitucionalismo social)」の概念がもちいられている (op. cit., p.104)。もともと「コロメルは、一九一〇年の革命の成果として労働・社会的権利概念をラテンアメリカ憲法史上初めて憲法典に盛り込んだ一九一七年メキシコ憲法(いわゆる「ケレータロ憲法」)のことを指して——そしてそれを、「イペロアメリカ立憲主義の誇れる正当な理由の一つ」として——「社会的立憲主義」と述べている (Ibid.)。一九一七年メキシコ憲法について、日本語で書かれた文献として、伊藤峰司「一九一七年メキシコ憲法序説——比較憲法史のために——」(一)

(二)・完]愛知大学国際問題研究所『紀要』七一および七三号(一九八二年六月)および一三七頁および九三〇―一三八頁がある。また、影山日出弥「比較憲法史序説——方法と課題——」『思想と科学』四号(一九七二年)一六四―一九一頁も参照。

(一七)この点については、拙稿「ペルー大統領選挙から何を読みとるか」『法学セミナー』五四九号(二〇〇〇年九月)、五七―五九頁を参照されたい。

(一八)この時期のフジモリ政権下の政治動向については、拙稿「ペルーにおける『大統領中心主義』の統治構造——大統領の再選問題を手がかりに——」(二)名古屋大学『法政論集』一九三号(二〇〇二年)、二五〇―二六二頁を参照されたい。

(一九) Domingo GARCÍA BELAÚNDE, "La reelección presidencial y la Constitución histórica", en Alberto OTÁLORA PEÑARANDA (coordinador), *Reelección presidencial y derecho de referéndum*, Foro Democrático y Fundación Hanns Seidel, Lima, 1997, p.39.

(二〇) Domingo GARCÍA BELAÚNDE, op. cit., p.38.

(二一) こうした「立憲主義」理解によって、彼が「二〇世紀におけるペルー立憲主義」を論じたものが、Domingo GARCÍA BELAÚNDE, "El Constitucionalismo Peruano en la Presente Centuria", en Domingo GARCÍA BELAÚNDE, *La Constitución en el Perú*, Editorial UNAS, Arequipa, 1996, pp.1-33である。同書において論じられているのは、一八二二年の独立を起点としたペルー共和国史を国家の変容過程に従って四つに時期区分した上での(ペルーには現行の一九九三年憲法を含め一三の憲法が存在してきたが、それぞれの時期には必ず「新」憲法の制定がおこなわれている。第一期は一八二〇年から一八六〇年、第二期は一八六〇年から一九二〇年、第三期は一九二〇年から一九七九年、第四期は一九七九年から現在までとなっている)、ペルーの憲法史である。

(二二) Domingo GARCÍA BELAÚNDE, op. cit. (supra, nota 19), p.39.

(二三) Domingo GARCÍA BELAÚNDE, op. cit. (supra, nota 19), p.40.

(二四) これについては、拙稿「ペルーにおける『大統領中心主義』の統治構造——大統領の再選問題を手がかりに——」(二)名古屋大学『法政論集』一九三号(二〇〇二年)、一六八―一七九頁を参照されたい。

(二五) ただし、フジモリの「自主クーデタ」が、その後、憲法制定議会の設置と新憲法の制定を果たしたことを以って「成功」したのだとすれば、ベネズエラやエル・サルバドルのそれは、クーデタ首謀者が投獄されるか(ベネズエラのチャベス現大統領)当時軍人)失脚する(エル・サルバドルのセラノ大統領)などして、「失敗」に終わった。

(二六) Marcial RUBIO CORREA, *Estudio de la Constitución Política de 1993*, Tomo 4, Pontificia Universidad Católica del Perú Fondo Editorial, Lima, 1997, p. 23. ルビオは同箇所が続けて、そうでなければ、「征服者たちが16世紀に中南米に持ち込み、アステカやインカの現実を理解しようとする適用を試みた政治概念がそうであったように、(欧米の異なる現実から生まれた権力の編成原理は——引用者)あまりにもラテンアメリカおよびペルーの憲法構造に非適合的なものとなる」と述べる (Ibid.)。もともと、このように述べるルビオも、以下で見るように、1988年当時は、(ペルーの現実を反映していない) 既存の理論枠組みにとらわれていた観は否めない。

(二七) 前掲注(七)で述べたペルーを考察の対象とすることの意義から、筆者は、ペルー憲法学の議論を鳥瞰することによって、ラテンアメリカ全体の「大統領制」論の共通項的傾向を骨格的に描くことは可能であると考えている。もとより、これは、「大統領制」の導入からその展開過程において、例えば、一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて、チリが「大統領制」の伝統から「議院内閣制」への転換をはかったように(そしてそれは、ラテンアメリカ諸国の憲法学においては、「失敗」だったと評価されることになるのである)が、ラテンアメリカ各国での動向は同一ではないことを等閑視するものではない。しかし、ブラジルを除き、比較憲法史的観点からは、類似の社会的・文化的基盤の下で、同一の宗主国による植民地支配を受けたラテンアメリカ諸国における「大統領制」の導入の前提とその後形成過程からは、欧米との比較において「大統領中心主義」を語ることが可能である。実際、以下で取り上げるペルーの憲法学者は、大統領制を論じるにあたって、「ペルー」と限定づけることはほとんどなく「イベロアメリカ/ラテンアメリカ」の問題として論じている。

(二八) Domingo GARCÍA BELAÚNDE, "Forma de Gobierno en la Constitución Peruana", op. cit. (supra, nota 21), p. 77によれば、「主義(ismo)」とはその「誇張・肥大化」の現象を指し、「一切の抑制をもたず、恣意的に行使される過剰な権力を備えた行政権」である。比較憲法的には、大統領制の母国アメリカについて「大統領制(presidential system)」は語られても、「大統領中心主義(presidentialism)」が語られることはほとんどない。

(二九) ペルーの憲法史に即していえば、これは一九世紀半ばの内閣制度、首相、大臣と議員の兼職、大臣召喚制度(interpelación)などの導入に始まる「大統領制」の制度的変容期であり、これは一九三三年憲法によって結実する。それゆえ、ラテンアメリカ型の大統領制は、「緩和された大統領中心主義(Presidencialismo atenuado)」といわれる。さしあたり、参照 Francisco José EGUIGUREN PRAELI, "Diseño Constitucional, Régimen Político y Gobernabilidad en el Perú: Los problemas que las normas no bastan para resolver", en Diego VALADÉS (ed.), op. cit., p. 183.

(三〇) あるいはまた、用語の違いという見方も可能であろう。ところで、ここで取り上げる議論の整理は、一九七〇年〜八〇年代の状況を前提としており、今日のペルー憲法学の議論動向からすれば、この二分法は相対的なものともいえる。しかし、重要なのは、そのした認識の結果ではなく、その提示されているペルー政治社会の実態認識である。

(三一) Manuel Vicente VILLARÁN, "Lección quinta IV. Reseña Histórica de las Constituciones Peruanas (Lima, octubre 10 de 1916)", en *Lecciones de Derecho Constitucional*, Pontificia Universidad Católica del Perú Fondo Editorial, Lima, 1998, pp.523-534.

(三二) Domingo GARCÍA BELAÚNDE con la colaboración de Walter GUTIÉRREZ CAMACHO, *Las Constituciones del Perú*, Edición Oficial, Ministerio de Justicia, Lima, 1993, p.9.

(三三) Manuel Vicente VILLARÁN, *Ante-Proyecto de Constitución de 1931 La Comisión que él presidió Exposición de Motivos*, Talleres Gráficos P. L. Villanueva, Lima, 1962, p.39.

(三四) これらには、大統領の法案提出権、大統領の行為に対する大臣の副署、大臣の国会審議への出席、国会議員と大臣の兼職、さらには一九二〇年憲法における大臣を辞職に追い込む議会の不信任決議の制度がある。Manuel Vicente VILLARÁN, op. cit. (supra, nota 54), pp.38-39.

(三五) 一九三一年憲法制定議会が制定した一九三三年憲法は、ペルー憲法史のなかでもっとも議会主義的要素を含んでいると理解されている。同憲法については、拙稿「ペルー一九三三年憲法制定過程における『大統領中心主義』——『議会中心主義』と『合議制行政府』との狭間で」名古屋大学『法政論集』（森英樹先生退職記念論文集）二二三号（二〇〇六年）、四二三〜四五一頁を参照されたい。

(三六) Manuel Vicente VILLARÁN, op. cit. (supra, nota 31), p. 40.

(三七) Manuel Vicente VILLARÁN, op. cit. (supra, nota 31), p. 42.

(三八) Manuel Vicente VILLARÁN, op. cit. (supra, nota 31), p. 41.

(三九) Ibid.

(四〇) Manuel Vicente VILLARÁN, op. cit. (supra, nota 31), p. 42.

(四一) 周知のとおり、「大統領 Presidente, President, President」の語源は、ラテン語の「前に praes」[座る sideo]者 praesidens、すなわち「統括する者」の意であり、これは、もともと小さな村落の長であり、ローマ時代には重要視されているわけではなかった。

(四一) José PAREJA PAZ-SOLDÁN, *Derecho Constitucional Peruano y la Constitución de 1979*, Tomo I Cuarta Edición, EDDIII, Lima, 1984, pp. 276-277.

(四三) José PAREJA PAZ-SOLDÁN, op. cit., p. 277. 彼はさらに、一八九二年から一九二五年までチリの「議院内閣制」的经验が示す、統治の無秩序、不安定な政府、立法による行政への介入、貧弱な立法作法、あらゆる国家権力の議会へのそして議会による吸収と混同、といった失敗理由は、他のラテンアメリカ諸国にも「妥当する」と述べる (Ibid.)。

(四四) José PAREJA PAZ-SOLDÁN, op. cit., p. 279. 同書において、パレハはファゲの見解の出典をあげていない。

(四五) José PAREJA PAZ-SOLDÁN, op. cit., p. 280. 彼は続けて、「くわえて、ラテンアメリカ憲法学 *Derecho Constitucional Americano* のもつとも正統な伝統および現在支配的な政治理論に依拠している」と述べる (Ibid.)。

(四六) José PAREJA PAZ-SOLDÁN, op. cit., p. 280.

(四七) José PAREJA PAZ-SOLDÁN, op. cit., p. 281.

(四八) ガルシア・ベラウンデは、以前から、その逸脱 *desborde* としてのラテンアメリカ固有の「大統領中心主義統治体制 *forma o modelo presidencialista*」が語られていると指摘し、それは、単なる大統領制ではなく、本来のモデルの誇張および肥大の傾向 *ismo* を示す「大統領中心主義 *presidencialismo*」だと述べる。彼によれば、「恣意的かつ無制限に行使される過剰な権限を有する行政権 *autoridad ejecutiva*」であり、欧米の文献と同様ペルーのそれも、これが今日までのラテンアメリカがたどった政治的道程であったと見る向きが強く、それはその数多くあるその違い *matices* の存在を認めるが、いささかもラテンアメリカの支配的統治形態が大統領制のそれであるとする把握を解体するものではないと述べる。Domingo GARCÍA BELAÚNDE, op. cit. (supra, nota 28), p. 77.

(四九) Domingo GARCÍA BELAÚNDE, op. cit. (supra, nota 28), pp. 74-77.

(五〇) Domingo GARCÍA BELAÚNDE, op. cit. (supra, nota 28), p. 79.

(五一) Manuel VICENTE VILLARÁN, *Páginas escogidas*, Lima, 1962, en Domingo GARCÍA BELAÚNDE, op. cit. (supra, nota 28), p. 85.

(五二) Domingo GARCÍA BELAÚNDE, op. cit. (supra, nota 28), p. 80.

(五三) Domingo GARCÍA BELAÚNDE, op. cit. (supra, nota 28), p. 81.

(五四) 次項で取り上げるように、これは、チリノス・ソトとベルナレスおよびルピオに代表される立場である。ガルシア・ベラウンデ自身が学会を回顧しつつ、外国人学者においては、ペルー一九七九年憲法に混合型または半大統領制が存在するとの認識が浸透して

らだと指摘する (Cf. Domingo GARCÍA BELAÚNDE, op.cit. (supra, nota 28), pp.82-83)。

(五五) Domingo GARCÍA BELAÚNDE, op.cit. (supra, nota 28) p.82.

(五六) Domingo GARCÍA BELAÚNDE, op.cit. (supra, nota 28) p.84.

(五七) Ibid.

(五八) Domingo GARCÍA BELAÚNDE, op.cit. (supra, nota 28), p.83.

(五九) Domingo GARCÍA BELAÚNDE, op.cit. (supra, nota 28), p.84. 前掲の Francisco José EGUIGUREN PRAELI, op. cit. も同様の見解を示す。

(六〇) 両者の解釈論は、一九七九年憲法をめぐって RUBIO/BERNALES, *Constitución y Sociedad Política*, mesa redonda editores s. a., Lima, 1988 の体系書で示されている。

(六一) RUBIO/BERNALES, op. cit., (supra, nota 60), pp.372-373.

(六二) もっとも、これは、ペルーの最初の憲法である一八二三年憲法以来一貫して採られてきた構成である。

(六三) RUBIO/BERNALES, op. cit., (supra, nota 60), p.333.

(六四) RUBIO/BERNALES, op. cit., (supra, nota 60), p.373.

(六五) Ibid.

(六六) RUBIO/BERNALES, op. cit., (supra, nota 60), pp.373-374.

(六七) RUBIO/BERNALES, op. cit., (supra, nota 60), p.374.

(六八) この立場は、両者の一九九六年 (ベルナレス) および一九九九年 (ルビオ) の著作においても、形式的側面の把握としては、維持されている。 Enrique BERNALES BALLESTEROS, *La Constitución de 1993 Análisis Comparado*, ICS, 1996, pp.369-370 y p.453 et sq.;

Marcial RUBIO CORREA, *Estudio de la Constitución Política de 1993*, Tomo 4, Pontificia Universidad Católica del Perú Fondo Editorial, Lima, 1999, p.22 et sq.

(六九) ルビオおよびベルナレスにおいて、「半大統領制」のフランスとペルーとの歴史・政治・社会のあらゆる側面が異なることは認識されていた。 RUBIO/BERNALES, op. cit., (supra, nota 60), pp.377-379. 例えば、ルビオは、「一九九九年の前掲書において、「権力行使の形態ではなく、形式的側面に着目すれば、ペルーは… (中略) …半大統領制のような制度を有している」として、その根拠として、



大統領と議会の双方が直接公選制によって選出される点、大統領によって任命され議会の信任を必要とする内閣の存在、大統領の法案公布権と拒否権、議会の解散権、大臣に対する不信任制度などをあげるが、同時に、「しかし、形式は決定的ではないことを繰り返して述べておくべきである」と強調する (Marcial RUBIO CORREA, op. cit. (supra, nota 54), pp. 22-23)。同時に、一九九九年の著作では、「国家最高権力機関」としての議会に可能性を探る見解は表明されておらず、それどころか、「議院内閣制をめぐる議論には将来はないと思われる」と述べられている (Marcial RUBIO CORREA, op. cit. (supra, nota 54), p. 24)。

(七〇) この点は、アメリカではなくフランスの影響と単純に見てはならないだろう。アメリカ大統領制をモデルにしているとし、一八二八年憲法を「ペルー憲法の母型」としたピリャランの認識に従えば、同憲法を「母型」と描くには、憲法制定者における「フランス憲法思想」の影響が放棄されていなければならなかったからである。「大統領中心主義」の実態を認識するのであれば、なおさら、こうした実態から憲法規範の変遷を説明する論理が必要となる。

(七一) 水野一「ラテンアメリカ解放の思想——シモン・ボリーバル」今井圭子編著『ラテンアメリカ開発の思想』(日本経済評論社、二〇〇四年)、七頁。

(七二) 独立および国家建設時におけるこれらの論争と「共和国大統領」の誕生過程を、当時の憲法制定議会の議事録をもとに明らかにしたものとして、拙稿「ペルー憲法史における『共和国大統領』の誕生(一)」「(二・完)」名古屋大学『法政論集』二〇九―二一〇号(二〇〇五年)、一―四〇頁および九一―一三五頁を参照されたい。以上の粗描は、同拙論をもとにしたものである。

(七三) Diego VALADÉS, "Consideraciones sobre Gobernabilidad", en Diego VALADÉS (ed.), op. cit., p. X. 同箇所によれば、憲法秩序と統治可能性の間に存在する関連性にはほとんど注意が払われないばかりか、統治可能性の一要素として法治国家に言及がなされる場合でも、それは英米法にいう「法の支配」の意味でのみ理解され、司法的権力機関の独立性と機能性が統治可能性の性格に影響を与えることは疑いないが、法の支配はその他にも検討に値する他の多くの様々な要因を含んでいると指摘する。

(七四) これらの用語によって筆者の意味するところは、前掲注二を参照されたい。

(七五) José AFONSO DA SILVA, "A Governabilidade num Estado Democrático de Direito", en Diego VALADÉS (ed.), op. cit., p. 1

(七六) Diego VALADÉS, op. cit., p. X.

(七七) Diego VALADÉS, op. cit., pp. X-XI.

(七八) Diego VALADÉS, op. cit., p. XI.

(七九) Diego VALADÉS, op. cit., pp. XIII-XIV.

(八〇) Diego VALADÉS, op. cit., p. XIV. バラーデスのいう「権力行使の合理化過程」には、少なくとも次の五つの点が含まれていなければならぬ。すなわち、①国家構造改革による権威主義の克服、②不平等および排除を克服するための公正な社会の確立、③環境保護、④身体的安全、財産上の安全、および法的安全の提供、⑤人的・社会的資本形成および科学技術の発達による社会発展の促進、*et cetera* (Cf. Diego VALADÉS, op. cit., p. XV)。

(八一) Diego VALDÉS (ed.), *Gobernabilidad y Constitucionalismo en América Latina*, Universidad Nacional Autónoma de México, México, 2005に収められている論考はほぼ全て、ラテンアメリカ諸国における「統治可能性」の抱える問題のひとつに「大統領制」をあげていることは、そのことを裏書きしていると思われる。

(八二)「大統領中心主義」の実態構造についての歴史分析については別稿を予定しているが、さしあたり筆者の見解を示したものとして、前掲拙論注一八、二四、七四のほか、拙稿「ペルーにおける『大統領中心主義』の統治構造——大統領の再選問題を手がかりに——(三・完)」名古屋大学『法政論集』一九五号(二〇〇三年)、二三三〜二六二頁を参照されたい。